

このたびは、「これで合格宅建士シリーズ」をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。  
下記の書籍につきまして、修正箇所がございます。ご覧いただけますようお願い申し上げます。

■2023 年版 これで合格宅建士 基本テキスト



第 2 編 権利関係

- 304 ページ 2-1 相続人<法定相続  
本文 (5)相続財産の清算に関する規律～ 相続人不明の場合で相続を進めるには？  
図中 2 段目 橙色の矢印中  
(誤)請求申出の公告 6か月以上  
  
↓ 下記のように訂正いたします。  
(正)請求申出の公告 2か月以上

第 3 編 法令上の制限

- 409 ページ 4 農地の転用目的権利移動  
本文 (1)農地法 5 条の転用目的権利移動って何？  
ちょっと付け足し  
  
↓ 下記のように補足いたします。  
  
「国または都道府県等(都道府県または指定市町村をいう)が、農地を農地以外のものにするため  
または採草放牧地を採草放牧地以外のものにするために所有権その他の権利(地上権、永小作  
権、質権、使用貸借による権利、賃借権等)を取得しようとする場合においては、国または都道府  
県等と都道府県知事等との協議が成立することをもって許可があったものとみなされます。  
都道府県知事等は、この協議を成立させようとするときは、あらかじめ、農業委員会の意見を聴か  
なければなりません。」
- 446 ページ 1 許可主体等が知事等によるもの  
本文 (1)都市緑地法 11 行目

「は移植をしてはなりません。」の部分削除いたします。

#### 第4編 税・価格の評定

##### •467 ページ 3-5 住宅ローン控除＜所得税

本文 住宅ローン控除の要件 ①控除率・期間等

図中 右端 控除期間 2段目(認定 令和4年1月1日～令和5年12月31日)および3段目  
(一般 令和6年1月1日～令和7年12月31日)

(誤) 10年間

13年間

↓ 下記のように訂正いたします。

(正) 13年間

10年間

#### 第5編 免除科目

##### •486 ページ～ 2 公正競争規約等

486 ページ 上から4行目、21行目、487 ページ 4行目、上から6行目

(誤) ～規約 12条～

↓ 下記のように訂正いたします。

(正) ～規約 8条～

■2023 年版 これで合格宅建士 一問一答式問題集「法令上の制限・税法・不動産評価編」

23 予想問題

・138 ページ【問 19】肢 2

(誤) 居住用財産を譲渡した場合の軽減税率の特例は、その個人が令和 2 年において既にその特例の適用を受けている場合であっても、令和 5 年中の譲渡による譲渡益について適用を受けることができる。

↓ 下線部を、下記のように訂正いたします。

(正) 居住用財産を譲渡した場合の軽減税率の特例は、その個人が令和 3 年において既にその特例の適用を受けている場合であっても、令和 5 年中の譲渡による譲渡益について適用を受けることができる。

■2023 年版 これで合格宅建士 一問一答式問題集「宅建業法編」

13 重要事項説明書面と 37 条書面

・66 ページ 問題 72

(誤) 賃貸借契約の対象となる建物について、高齢者の居住の安定確保に関する法律第 56 条で定める終身建物賃貸借の媒介をしようとする場合、宅地建物取引業者 A は、その旨を重要事項説明しなければならない。なお、重要事項説明の相手方は宅地建物取引業者ではないものとする。

↓ 下線部を、下記のように訂正いたします。

(正) 賃貸借契約の対象となる建物について、高齢者の居住の安定確保に関する法律第 52 条で定める終身建物賃貸借の媒介をしようとする場合、宅地建物取引業者 A は、その旨を重要事項説明しなければならない。なお、重要事項説明の相手方は宅地建物取引業者ではないものとする。

■2023年版 これで合格宅建士 直前出題予想 50問 1問1答編(全範囲)

6 建築基準法—建築確認・単体規定

•95 ページ 問6 問題文 肢4

(誤) 商業地域内にあるキャバレーの用途に供する建築物をナイトクラブ(その用途に供する部分の床面積の合計が300㎡)に用途変更する場合、建築確認は不要である。

↓ 下線部を、下記のように訂正いたします。

(正) 商業地域内にあるキャバレーの用途に供する建築物をナイトクラブ(その用途に供する部分の床面積の合計が300㎡)に用途変更する場合、建築確認が必要である。

ご迷惑をおかけいたしまして申し訳ございません。何卒よろしくお願い申し上げます。